

花と緑のわがまちづくり助成金交付制度（案）

（趣旨）

まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

（対象）

- 1 対象者は、市内の公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹柵（連続した複数にまたがる区間）等の公共の場所において、緑化事業を実施する自治会、管理組合、地域及び事業所の緑化グループとする。
- 2 助成の対象は、花苗、種子、球根、樹木（低木）、プランター、土、肥料等の原材料購入費用とする。

（助成金の額）

- 1 対象者につき1会計年度80,000円以内とする。

（事業の認定・助成金の交付）

助成事業の認定・助成金の交付の手続きについては、花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱によるものとする。

（その他）

助成対象者は、原則として、花と緑の景観まちづくりコンテストに参加するものとする。